

平成27年白川町議会第3回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成27年9月14日（月）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議員派遣について  
日程第4 一般質問  
日程第5 議第33号 白川町行政手続条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議第34号 白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議第35号 白川町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議第36号 白川町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議第37号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議第38号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の変更について  
日程第11 議第39号 財産の取得について  
日程第12 議第40号 平成27年度白川町一般会計補正予算（第2号）  
議第41号 平成27年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議第42号 平成27年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第13 認第1号 決算の認定について

3. 出席議員 1番 嶋田有康君、 2番 藤井宏之君、 3番 服部圭子君、  
4番 加藤邦之君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、  
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 今井昌平君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	教育長	瀨瀬政昭君、
参事	佐藤滋君、	総務課長	今井智也君
企画課長	佐伯正貴君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	高木昇君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	今井俊君、	教育課長	嶋崎恒典君、
会計管理者	安江文郎君		

## 6. 職務のために出席した者

事務局長 杉山 哉史君、 書記 今井由美君、  
書記 今井寧菜君

## 7. 会議の経過

(議長 9番 今井昌平君)

- 議長 皆さん、おはようございます。本日、第3回の定例会ということで、出席いただき、皆様ご苦勞様でございます。

先日の台風でございますけれども、関東や東北の一部で大変な被害が出たということで、被災者の皆様にはお見舞いを申し上げたいと思っております。また、昨日は防災訓練という事で実施されました。本町は、今年のところはまだそんなに大きな災害がございませんけれども、今でも、また明日、いつ災害が起こるかわかりませんし、シーズンと言っておかしいかもしれませんが台風シーズンでございますので、まだ10月の始め頃までは本当に緊張していなければいけないと思っておりますので、訓練の成果も活かしながら皆さんと共に油断のないよう対処していきたいと思っておりますのでございます。

今回の定例会は、主として平成26年度の決算を認定するという重要な会議でございます。払ったことだ、済んだことだというような考えもございますが、これは大変重要なことございまして、それを反映いたしまして新年度予算にその成果を活かしていきたいということもございまして、慎重で活発な皆様の質疑、ご意見等を期待いたしまして、冒頭のあいさつといたします。

- 議長 なお本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。
- 議長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議長 ただ今から平成27年白川町議会第3回定例会を開会します。
- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。  
(事務局長 杉山哉史君)
- 事務局長 平成27年6月18日、第2回定例会以降の諸般の報告をした。

なお、平成27年6月25日、7月27日、8月25日に執行されました例月出納検査の結果及び6月から8月に執行されました各課所管の平成26年度事務事業の監査結果並びに決算審査の審査結果が監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による「報第6号平成26年度白川町財政健全化判断比率」、「報第7号平成26年度白川町簡易水道事業資金不足比率」について、町長から議会に報告されましたので、それぞれその写しをお手元に配布しております。よろしくお願い致します。以上でございます。

- 議 長 ただちに本日の会議を開きます。
- ◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、5番 渡邊昌俊君、6番 鈴木正次郎君を指名します。
- ◇日程第2 会期の決定
- 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議 長 お諮りします。
- 今期定例会の会期は、本日から9月25日までの12日間としたいと思ます。これにご異議ありませんか
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
- よって会期は、本日から9月25日までの12日間と決定しました。
- 議 長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。
- (町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 議長さんからお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。
- 本日ここに平成27年第3回白川町定例会を開催しましたところ、議員全員のご出席を賜り、有り難うございます。また、先日の東北、関東の水害にあわれました皆様方には、心よりお見舞いを申し上げ、こうした災害は対岸の火事ではなく、私どもにとりましても大変貴重な教訓としなければならないと考えておるところでございます。
- 昨年、日本創生会議が提起しました消滅可能自治体という問題は、人口減少社会の住民の危機感をある程度高めたと思います。しかし一方では、国や自治体が何とかしてくれるという意識も多くあります。この意識を替え、自ら立ち上がりみんなでやるのが地方創生への第一歩であると考えているところでございます。国の今後5年間の総合戦略の基本目標として、時代にあった地域を作り安全な暮らしを守ると共に、地域と地域を連携するとあります。つまり小さな拠点の形成が最も重要であろうとしております。小さな拠点の中心となる住民組織、いわゆる地域自治組織の取り組みが鍵を握るという事になります。私どもの町でも、各小学校単位ぐらいで自治会、協議会といった従来型の地縁組織を母体として、NPO団体やボランティア団体、企業、やる気のある住民等を交えた地域自治組織が芽生えつつあります。その中でできるだけ多くの地域住民の参加によって、今後地域社会はどうなっていくのか、生活していくうえでどんな問題があるのかなど、当事者意識を高め、今後5年先をどうするのか、誰が何をするのか具体的な地域づくり計画が必要だと考えます。更に町づくり

で基本に考えなければならないこととして、町外から外貨をどう稼ぐかだと考えております。我々中山間地域では、際立った基盤産業が存在しません。自分で消費する程度の量の農産物を生産し、年金で暮らしている高齢者が多くを占める地域では、その高齢者を相手にしたサービス業の従事者が増えても、その地域の経済はいずれ限界を迎えます。地方創生とは、地域を磨くことであり、人口を増やすことではないと考えます。それは地域の働き盛り世代の方の寄り場、高齢世代の安心できる場、子供たちが戻ってくる場、地域外の人々の憧れの場、こうした場づくりだというふうに思います。そして自分たちの思いと力で自分たちなりに、今までとは少し違った方法で地域を磨くことだと考えます。何も無いと言われる中山間地域にこそ何かを起こせる人材が必要です。つまり外から外貨を稼げる仕事をゼロから創出できる人材です。それが地域の若者であったり、移住定住のよそ者であったり、わが町を好きになってくれた地域おこし協力隊の皆さんだというふうに考えます。そして、何よりも議員の皆さんの深いご理解とご協力が欠かせないものだと考えるわけです。

それでは今年度、本定例会に提出いたしました諸議案について説明申し上げます。今回定例会に提出いたしました議案は、条例の一部改正5件、工事請負契約の変更1件、財産の取得1件、平成27年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険会計の補正予算3件、そして平成26年度の一般会計及び各特別会計の決算の認定1件と合わせて11件を予定しております。この他に追加議案といたしまして、教育長及び教育委員会委員の選任に係る人事案件2件を予定しております。

議第33号から議第37号は条例の一部改正であります。議第33号は、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、白川町行政手続条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に国民一人ひとりに番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理するマイナンバー制度の付番がいよいよ来月からスタートします。議第34号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例について所要の改正をしようとするものです。議第36号につきましては、同じくマイナンバーに係る条例の一部改正となります。通知カード、番号カードの再交付につきまして、手数料の規定を新たに追加しようとするものでございます。

議第35号は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年前に退職する意思を有する職員の募集等の条件の見直しを図るものでございます。議第37号は老朽化した町営住宅の用途廃止により、住宅管理戸数に

変更が生じたので所要の改正をしようとするものであります。

議第38号は赤川簡易水道切井浄水場の増補改良工事の請負契約の変更について、議第39号は小型ポンプ付積載車2台の取得について、それぞれ議決を求めるものであります。

議第40号は平成27年度白川町一般会計補正予算第2号であります。今回の補正では、総額1億2,640万円を追加し、補正後の予算総額を61億2,640万円とするもので、補正の主な内容は総務費では社会保障税番号制度に対応するためのシステム設定委託料190万円、和泉地内町有地の舗装工事に450万円、町有林整備事業に184万円を追加。民生費では、障害者自立支援給付費精算に伴う返還金667万円、農林水産業費では、集団営農用機械施設整備事業補助金470万円、低コスト作業路整備事業360万円を追加、商工費では、商工振興事業費に160万円、土木費では道路維持修繕事業に5,650万円、交通安全施設整備事業に730万円、道路新設改良事業に1,648万円をそれぞれ追加、消防費では消防団活動費に118万円を追加、教育費では教育研究推進事業に124万円を追加したほか、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する歳入予算として、国庫支出金では地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を160万円、少子化人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業費を124万円それぞれ追加するとともに、消防、防災事業に対する社会資本総合整備交付金の内示に伴い650万円を減額、県支出金では未利用材、間伐材利用促進対策加速化事業費を306万円、美しい森林基盤整備交付金を360万円追加、財産収入では町有林立木売払い金を18万円追加、寄付金では道路橋梁費寄付金を314万円追加、基金繰入金では情報化推進基金繰入金を3,600万円減額、諸収入では前年度の支援費負担金の清算金208万円、黒川・東白川トンネル維持費負担金を600万円追加、町債では過疎対策事業債の貸付け予定額及び臨時財政対策債の借入限度額確定に伴い6,251万円追加、そして前年度繰越金8,262万円余を追加して収支の均衡を図りました。

議第41号は平成27年度国民健康保健特別会計補正予算（第1号）で、医療給付費交付金過年度返還金540万円を追加して、補正後の予算総額を12億8,140万円とするものであります。

議第42号は平成27年度介護保険特別会計補正予算（第1号）で、過年度分支払基金交付金等の返還金2,244万円、低所得者保険料対策に対する基金積立金16万円それぞれ追加して、補正後の予算総額を11億7,660万円とするものであります。

認第1号につきましては、平成26年度の白川町一般会計、各特別会計の決算の認定を求めるものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要等を説明いたしました。幸いにして議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図ってまいり所存であります。何卒議員各位の一層のご理解と、町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、3名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、申し合わせにより、質問回数は一件につき一人3回までとし、制限時間は答弁を含め、一人1時間以内とします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

2番 藤井宏之君。

(2番 藤井宏之君)

○ 2 番 ただ今議長さんの許可を頂きましたので、一般質問させていただきますが、その前に先ほども町長さんのご挨拶にもありましたように、このたびの台風17号、18号の影響によりまして関東、東北と甚大な被害がおきまして被災さ

れた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは一般質問させていただきますが、質問の内容は道德教育の取り組みについて3点ほど質問をします。

文部科学省が今年の3月、学校教育法の施行規則を改正しまして、道德を特別の教科に格上げをしました。平成30年から小中学校の道德の時間を検定教科書を使って正式な教科として教え、子供の人格の成長ぶりを評価すると、このように理解しております。ネットで調べますとこれは大津市の中学生が2011年秋にいじめを苦しんで自殺した事件が社会に衝撃を与えたことから、道德教育の大切さがクローズアップされ、2013年2月にいじめ問題などへの対応をまとめた政府の教育再生実行会議の提言で、道德の教科化が打ち出され、2014年10月には文部科学省の諮問機関である中央教育審査会が、道德を特別な教科とすることを答申しました。

文部科学省は今年3月、学習指導要領を改定し、教える内容には新たにいじめの防止も盛り込まれ、道德の教材をただ読むのではなく、問題解決や体験的な学習なども取り入れ、考え議論する道德教育を目指しています。新たに教科となる道德では、検定教科書は作られますが、道德専門の教員免許は設けず、指導はこれまでと同様に、原則学級担任が行う。また、児童の評価は文章で表すことになるとしております。

そこで質問の1ですが、現在白川町の小中学校で教えておられる道德の取り組みについて、どのような現状であるか状況を質問します。

○ 議 長 教育長。

○ 教 育 長 お答えします。議員のご指摘のように、いじめによる自殺など、子どもを巡る問題の深刻化などが問題となっています。そういった背景から、平成12年、教育改革国民会議は「道德を教えることをためらわない」「善悪の判断を教えることは知育に優先する」という道德重視の姿勢を明確にしました。そして平成25年、教育再生実行会議が道德の教科化を提言し、様々な議論を経て去る3月、道德を特別の教科とする学習指導要領の改訂告示がなされました。

今回の改正は、特別の教科である道德として、新たに位置付けるものです。そして、いじめ問題への対応などの観点から、内容の改善を図り、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示しています。

要するに、特定の価値観を押しついたり、言われるままに行動するよう指導したりするものではありません。社会には多様な価値観があり、時としてそれが対立することがあったとしても、誠実にそれらの価値に向き合い、考え続ける姿勢を身につけさせることが大切であるなどと、答申しております。それらを踏まえ、今回の改正は、子どもの発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人

一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え、向き合っ「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図ろうとするものです。

質問1についてお答えします。町の方針として、（共に生きる）共生の生き方を核に、自己を見つめる力と他を思いやる心を育てるを掲げております。そのために学校では、自己を見つめる力を鍛え、他を思いやる心を深め、人とうまく関わっていく方法を身につけるための指導方法を究明するよう取り組んでいます。また、「志の芽」を養い、社会貢献への意欲を育てるために、保育園、小・中学校、家庭及び地域社会と連携し、地域ぐるみの道徳教育を推進するように指導しています。道徳教育は、学校毎に道徳教育の全体計画を作成し、全教育活動を通じた指導を行っております。

現在学校においては、どの学年も週一時間、年間35時間の道徳の時間を設定し、授業を行っております。また、学校によっては、地域の高齢者への手紙を書いたり、運動会に老人を招待して交流したり、保育園に出かけて園児と交流したり、地域の清掃活動や地域行事などにボランティアとして貢献したり、挨拶運動を展開したりと様々な形での道徳実践を進めております。

白川町教育委員会では、「白川町道徳教育研究会」を年3回開催し、学校の連携などによる道徳教育の充実を図るための工夫改善を協議しています。取り組みの内容は次の3点です。一つは、道徳教育の指導の重点の確認と指導の工夫についての研修、二つ目は、授業研究を通じた道徳の時間の充実、今年は白川中学校と白川小学校において研究授業が行われます。三つ目は、小中学校の連携による道徳教育の推進です。昨年の成果は、福祉活動や日頃のよいところ見つけ、人権集会の実施などを通して思いやる心や望ましい集団づくりの取り組みが進められた点にあります。以上、質問1についてお答えしました。

○ 議 長 2番 藤井君。

○ 2 番 私も学校の生徒を見て、小学生だとか中学生だとか、田舎だからという訳ではないと思いますが、ほんとにしっかり行き届いているなという印象は受けております。その点につきましては、今後も続けていただきたいと思っております。

続きまして、質問2の方に入ります。平成30年度の道徳教科化に向けた取り組みで、原則学級担任が指導するということですが、特にこれには教師の力量が重要となってくると思っております。今後、その向上に向けて白川町ではどのような対策をとられていくのか質問します。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教 育 長 お答えします。現在の道徳の時間は、学級担任が授業を行っております。道徳が教科化されたとしても、それはわかりません。教師の力量が重要であるという議員のご指摘は全くその通りであります。そのために、初任者は初任者研修にお

いて、実際の道徳の授業を参観したり、指導教員から直接指導を受けたりと早い段階から研修を行っております。また、県教委教育研修課主催の様々な研修で勉強したり、どの学校も3年に一度、教育事務所の道徳教育計画訪問があり、学校及び学級担任は、直接、事務所の指導主事から指導を受けたりして、力量アップの研修に励んでおります。指導技術の向上はもちろんですが、それ以上に教師の人間性を磨くこと、それが大切であると言われております。その人間性を磨くようにと、本町では、教育指針に『親炙』『私淑』する優れた人物の発見、幅広い読書、芸術鑑賞、社会参加を通して、自らの「志」を涵養するようにと示しています。親炙とは、親しく接し、その人の感化を受けることであり、私淑とは、直接教えは受けませんが、密かにその人を師と仰ぎ、尊敬し、模範として学ぶということです。特別の教科道徳の完全実施に向けて、本年度は県教委を初めとした各種研修会などに参加し、情報の収集及び普及に努めているところです。また、道徳の時間の指導については、「視覚化・動作化、役割演技や少人数による討議などを取り入れた授業改善」を重点実践内容として、考え議論する道徳教育に向けた授業研究を推進しております。以上です。

○ 議 長 質問ありますか。藤井君。

○ 2 番 ありがとうございます。特にやはりこの道徳を教科化となりますと、今教育長さんが言われましたように、教師の力量が本当に問われていくと思います。教師によって、後の3問目の質問にもでてきますけれど、評価が違って困ります。そういった点で、しっかりまた、これから30年までには2年しかないわけですが、しっかりそのことは活かすことはとっていただきたいというふうに思います。

次に3番目の質問に移ります。質問の2番目に関連するかもしれませんが、児童・生徒の道徳の評価ということについて質問します。教育の原点は道徳、そして基本は家庭であり親の責任は大きいと考えます。特に低学年までは家庭が中心に道徳を教えなければいけないとも思っております。子供の道徳性は千差万別であり、評価基準を位置づけることは極めて困難なこととも考えます。その様な中で、児童・生徒の評価について現場の先生方も大変困惑されるのではないかと感じます。そしてどう評価するのが大きな問題ではないかと思っております。先ほどと重複するかもしれませんが、教師の力量にもつながるその評価について、教育長の見解をお伺いします。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教育長 お答えします。現在、道徳の評価については、数値による評価を行うことは不適切ではないかという議論があります。また、児童生徒の内面そのものを評価の対象としたり、入学者選抜等の他の判断の基礎としたりすることについても、厳

に慎むべきであるという議論もあります。また議論の中には、例えば、児童生徒の学習の様子を記録し、その意欲や可能性をより引き出したり、励ましたり、勇気付けたりするような記述のできる欄を、指導要録の中に設けることや、指導要録の「行動の記録」の欄をより効果的に活用する方策など、道德教育の目標や内容を踏まえながら、その特性を生かした多様な評価の方法について検討すべきという意見も出ています。要するに、議員がご指摘のように、道德の評価には、子どもを理解する教師の資質、力量が、教師に求められています。指導技術も大事ですが、子ども理解を深める教師の資質や力量を、向上させることが求められているのです。それが評価として子どもに示されることによって、子どもの更なる自分磨きの励みとなっていくことを期待されるのではないかと考えます。現在そういった意見等々がだされ、評価について国において現在検討されております。どちらにしても、道德教育は、現行の学習指導要領にもありますように、人間としてしてはならないことをしないと、小学校段階においてはきまりを守るとか、中学校段階では、社会の形成に参画するなど、発達の段階に応じて指導内容を重点化することや、体験活動を推進したり、先人の伝記や自然など児童生徒が感動する魅力的な教材を充実させたりして、道德教育の充実を図ることが大切です。現在学校においては、道德教育推進教師を位置づけ、その教師を中心とした指導体制を充実させ、評価の仕方を含めた道德教育の充実に取り組んでいます。道德が教科化されたとしても、こういった方向をさらに充実させていくべきものであるという認識を持っております。以上です。

○ 議長 2番、再質問ありますか。はい。

○ 2番 ありがとうございます。教育長さんの見解の中にもありましたように、やはりいろんなことを体験することが、特に大切なことだと思いますし、そういった郷土の歴史を知ったり、いろんな伝記を勉強したり、また感動を覚えたりとそういったことがやはり子供さんにとっても一番大切なところではないかと思えます。

先日、ちょっと話がとぶかもしれませんが、先般パワハラ・セクハラ研修が議会でありました。その時に岐阜労働局の監督課の方が来て、講師をやっていたんですが、仮にこういう一つの例を言われました。部下のことを思って上司が激励するつもりで肩を叩いたと、そのことが部下からは逆にその上司を訴えたということで、失礼な言い方かもしれませんが、私どもでは考えてもみたことがないような状況が今現在おきている状況で、やはりこの部下の方が、おそらくこの長い人生経験の中で、例えば家庭の中でもそういう、例えば親に強く叱られたり、また、あってはならない暴力とかはないとは思いますが、例えば親に殴られたこともない、そうした方が成長して社会人となって会社へ勤めたら上司の方から、上司は激励のつもりで行ったつもりが部下から見れば自分がパワハラを

受けたということで訴えたというようなことがパワハラにつながっていくというように、やはりいろんな、小さな子供のうちにやっぱり家庭でもいろんなことでもそうですけど、進んで悪いことをするわけではないんですが、いろんなそういった人生経験を踏んできていないといろんなことにやっぱり、これから成長していく段階の中でやっぱり成長していけない、そんな弱さもあるんじゃないかなというのが、この前の研修で感じました。やはり教師の方もおそらくそういった状況で教師になってこられた方も大半みえるんじゃないかなということで、やはり教師もそういった経験もしていないと、先ほどのような状況に成りかねないことでもありますし、知識の問題ではなくて、自分がやはり小さなうちからいろんなことを体験してきて、いじめのことについても、やはり自分もいじめられた経験がないと、いじめられる生徒に対してもその気持ちがやっぱり十分理解できないということで、やはり何でも人生はいろんなことが良いにしろ悪いにしろ、全てが経験だと思います。特にこうした道德につきましても、考え議論するというのもありますけれども、いろんなことを先ほども言われましたように、ボランティアを行ったり、いろんなことで、地域のいろんなことで、やはり自分以外に、何と言いますかね、他の人にいろいろ行うということも必要な体験ではないかなあということで、どうしても戦後教育として、家族よりも個人というような状況が、こうしたパワハラとかそんな問題も出てくるんじゃないかなと思います。特にそういったことで、教師の方の力量とかいったことも、本当にそこに真価が問われるんじゃないかなというふうに思います。その点について、もし見解いただければ有り難いです。

○ 議 長 答弁求めますか。

○ 2 番 はい。

○ 議 長 教育長。

○ 教 育 長 はい。今議員のおっしゃったことは本当に理解できる内容ばかりです。議員がご指摘いただきましたように、経験を通して自分磨きをする、これは教師も子供も、そして社会すべての大人がやるべきことであるということで、全く私も同感です。そういった自分磨きを通して自己の人権感覚を磨くこととか、それから他人を思いやる気持ちとか、他所様に迷惑をかけないというそういう強い決心とか、そういったものを更に高めていくという、そういう意味で今議員のおっしゃった内容は非常に賛同できますし、学校教育の中でもそれを大切にしていきたいと考えております。以上です。

○ 議 長 はい、藤井君。

○ 2 番 最後ですけれども、教育長が以前、小規模校には小規模校にあったその教育があるというふうに言っておられました。こうやって名前を出してはいけないかも

しませんが、元教育長をやっておられた方の、自身の書かれたその書の中に義務教育の使命として、未来をかける子供たちに次の3つのことの力をつけたいということで書かれた言葉がありますので、これを読んで終わりたいと思います。一番目には、生涯を生き抜く基礎的・基本的な知識、理解、意欲を確実に身につけさせること、そして二つ目に人間関係力の土台をつくってやること。三番目に世に役だって生きる力の元、志を目指し、をしっかりとやることというふうに書かれておりますので、これを読み上げて終わります。以上です。

○ 議長 はい。2番 藤井宏之君の質問を終わります。続いて8番 安江孝弘君。  
(8番 安江孝弘君)

○ 8番 8番 安江孝弘でございます。議長から一般質問に対するお許しをいただきましたのでさせていただきますが、先ほども申された全国で水害等にあわれた皆様方に、心からお詫びを申し上げますと共に、今道德の話を質問されましたけれども、私ども議会に対しましても議長ももう少ししっかりとした道德を身に着けさせるような指導をしていただきたいことを、まずもってお願い申し上げて一般質問に入りたいと思います。

この一般質問におきましては、先ほどの町長のあいさつの中で私の質問に対する大方の答弁ができてような感じがするわけですが、それも踏まえて質問させていただきます。

平成27年度第1回定例議会において、私は人口問題を取り扱った地方消滅という本の中から消滅可能都市の岐阜県第1位は、我が白川町であるのご紹介申し上げます。既に皆様方ご承知であったと思いますが、公に披露されますと、改めてことの重大さを己の立場を踏まえて慄然とする思いであります。己の立場とは議員の職のことでございます。

去る9月3日、中日新聞の特集記事は、中部圏における地方創生に向けた取り組みをテーマに、中部圏の5県1市のトップ達が少子高齢化や地方の衰退を如何に食い止めるか論議したと報じており、地方創生は人口問題と深く関わるテーマであると、昨年日本創生会議が発表したりポートによりますと、20～39歳の若い女性の数が、2010年から30年間で半分に減る、つまり人口の再生産をしていくことが難しくなる消滅可能都市は、すべての市町村の半分に当たる896自治体に上るといわれております。出席した岐阜県の藤野副知事は、岐阜県の総合戦略では人を育む、しごとをつくる、岐阜に呼び込む、安心をつくる、まちをつなぐ、この5つの基本目標を掲げ、人を育むでは婚活サポートの育成や多子世帯の支援、安心をつくるでは医師や介護士の確保のほか、地域で支え合うための人材の育成、まちをつなぐでは人口減少社会の中で、市町村や大学、民間企業などの多様な主体と連携、協力することが不可欠となっていると提言されてお

ます。地方創生は自分の町が発展しなければ、いくら金を使っても何ら意味をなさないわけで、我が白川町における例えばワールドカフェによる町民とのコミュニケーションが徐々に浸透しつつあることは喜ばしいことであると思いますが、白川町の人口が、9月1日現在、男子4,262、女子4,794、合計9,056名となっておりますが、このままいきますと2040年には4,625名になり、白川町という自治体は消滅して、多分美濃加茂市に拾われるか合併しているかも知れません。ちなみに美濃加茂市は岐阜県内では最高に安定した都市となっております。

さて、町長にお伺いいたしますが、先に第1回定例議会で今年度の予算の提案をされました。提案書は非常に丁寧で具体的に解りやすく紹介されております。地方創生は農業が注目されております。わが町は典型的な農山村であります。米の生産にしても本来、白川町で採れた米は白川の人が消費するのが理想ではありませんか。スーパーには白川産の米など見たことが無いという住民が多いようでございます。これは農協にも一端の責任がありますが、あなたの書かれた予算説明の中には、住民に白川産のこしひかりを食べさせようというようなことは見当たりません。木材にしても白川町はどこにいても山また山でございます。桧、杉など植栽してからほとんどが50年以上経過しております。今これからの木を切って使用しないと、見渡す限りの山はどうなるでしょうか。それこそ地方消滅の白川町と一緒に白川の山は廃山になります。提案説明に書かれた諸項目は、官庁の公文書みたいで、町長が冒頭に述べられた新田次郎氏の句や、松陰の和歌を引用された横家町長らしい文章と雰囲気がちがいます。あれもやる、これもやると謳っておられますが、老婆心ながら私は申し上げると、もう少し町長も肩の荷を下ろして自分自身の政治をやってほしいと思っております。このことについて町長の所見をお伺い申し上げたいと思います。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 先ず始めに私に対するご激励というふうに感じており、本当にありがとうございます。

白川町の現状と将来を想いますと、あれもこれもと気が焦るばかりで、自分の非力さを痛感いたし、改めて議員の皆様、町民の皆様によるみんなでやろまいかをお願い申し上げるものでございます。

さて私の地方創生の基本的な考え方は、ただ今議会冒頭でご挨拶いただいたとおりでございます。ご指摘のありました農林業をどうするのかにつきましては大きな課題でございます。森林組合をはじめ、町内木材関連の団体の皆さんが本当に頑張っておみえになります。今の林業経営を考えると、木材単価は期待できませんが、その中でいかに山を守り、そこから利益を生み出すかが鍵を握ってお

るものだというふうに思います。それには林道網の整備であります。それは少なくとも4トン車が入れることが条件かと思っております、白川町における林道網の整備は、林業地域としてはまだまだ不十分だと考えております。事実、平均より随分と低い数値でありまして、必要な時に必要な量を出荷できることが経営の基本です。今注目を集めております新建築様式のCLT建築などの対応もする必要もでてくると考えておまして、林産物の集荷、そしてその利用についても研究会を立ち上げる予定でおります。

また、農業分野においてもいずれも単価の下落で生産意欲の減退をきたしておりまして、個々の作目ごとに生産組合の皆様方と協議を重ねておりまして、新規事業等も計画をされております。また、ご指摘のありました米につきましては、現在ほとんどが町内消費をされているというのが現実でございます、宣伝をしなくても町内のほとんどのところが、去年は足りないというようなそんな現実であることも報告をいたします。

今進行しております地域戦略の策定の状況を改めて報告させていただきます。6月に白川町まち、ひと、しごと創生総合戦略委員会を22名の委員で立ち上げ、アンケート調査を実施し、8月に第2回の委員会を開催いたしました。このアンケート調査は、18歳から39歳までの若年層、中学生、高校生、転入転出者を対象に実施し、千人弱の方から回答をいただいております。集計結果については委員会にお示しし、それぞれの立場からの意見をいただいておりますが、特に紹介しておきたいのは、中学生、高校生が白川町に対して誇りに思っているかという項目において、9割近くの方が誇りに思うと回答されたことでございます。10代の若い世代がそう書いてくれたことは、今後の町づくりに非常に重要なことであり、進学や就職によって一旦は町外に暮らすことになっても、ふるさとを思う気持ちがしっかり育っていると頼もしく感じておるものでございます。

また一昨日、宮古島へ派遣いたしました子供たちが報告会を開いてくれまして、その中でもその子供たちが、白川町は素晴らしいとことだと、誇りに思っているということを言ってくれました。そういったことを本当に頼もしく感じたものでございまして、宮古島の派遣についても大成功だなあと、これからも継続していきたいというふうに考えておるところです。

また町では、戦略委員会にお示しする総合戦略案を作成のため、若手職員によるワーキンググループを立ち上げております。戦略委員会は、今後数回の開催を予定されておりますが、11月ころの策定を目途にしておると伺っています。以上、答弁とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。8番。
- 8 番 非常に町長の答弁、私の考えておる以上のことを言われたわけでございます

けれども、しかしその中で一番残念なことは、今白川町がいわゆる若い女性、人口を増やすことができない状況になりつつあることが現実でございます。こんなことは地方創生と私も口癖のように言いますが、そんな簡単なものじゃない。全国どこでもそうでございますが、芝創生大臣が補助金を出すことは出すけれども、自分たちで自分たちの処置をなささいということでございますけれども、一番私は大事な、町長の答弁をされたことはそのとおりであり私も賛同しますけれども、一番大事なことは、赤ちゃんを産んでくれる女性が非常に少なくなって、この数字にも見えますように、2040年までには全く人口が4625名、これは一つの推計でございますけれども、なることは事実だと私は思います。白川町がそれくらい人口が減ってしまうと。今現実には、いわゆる2040年まで経たないうちに非常に若い二十歳から29歳までの女性が、2010年から2030年までに半分に減るということは、全く子供がおらなくなるということなんです。そして、中ではお年寄りが2百何十人も亡くなっていく、生まれてくるのは20人から30人までと私は思うんです。そういう状況の中で、このことを白川町で、横家町長にどうしてくれると言っても、これは町長も難しいであろうと私は思うんですけれども、しかし議会として、やはりそういう町民にアピールしなきゃいかんし、どうしていくか、将来白川町をどうしていくかということ、まず町長にそのことが一番聞きたかったわけでございます。今林業の問題、いろいろなことを言われました。当然そうでございますけれども、やっぱり人間を作り上げ、そして若い女性、若い男性をですね、この白川町に引き付けて、引き止めて、これからの白川町産業を盛り立てていこうと思っておってもですね、今川辺町に白川村ができるように、全部親も子供もあちらに移っていくのが現実なんです。だからこれを何とかして食い止めるには、企業がこなればいけない、そういうことを町民からかなり指摘を受けますけれども、なかなか企業がそう簡単に来てくれるわけにはいかない。それかといってこれだけ白川町も年寄が増えてくれば、老人ホームでも大きなのを作って、名古屋市や愛知県や岐阜県の、あるいはことから寄せてきて、人口を増やして、そしてそこで働く人も他所から連れてきてやれば人口の200人や300人は増えることは間違いないですが、さあこれはそう簡単なものではない。そういうことを考えた時に、これからの白川町を町長が思い切った、度胸をもって白川町をこうしていくんだと、そんなことできないと議員が言ったとしても、それぐらいの強い信念でもって白川町を支えていただきたいなあと、そんなことを私は思っておるわけでございます。藤井さんも述べておられるように、いろいろな戦略を考えておられますけれども、これは現副知事さんが言っておられることであるけれども、白川町はなんといっても横家町長のその素晴らしい頭脳の

もとで、白川町がこれから生きていくうえにたっても、もうほぼ5年10年がもう山なんです。それをどうするかということを経営者長に今一度お尋ねをして、この問題については終わりたいと思いますけれども、地方創生という言葉では簡単ですけれども、やることは非常に難しいと思います。経営者長の素晴らしいご意見をお聞きしてこの質問を終わりたいと思いますので、ご答弁をいただきたい。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 ありがとうございます。確かに人口というのは私共の町だけでなくして日本中が減るわけでごさいます。人口減少を食い止めようとするというよりは、こういう風に人口が減るからその減った時の対応をどうしていこうかということがまず大事ではないかというふうに思います。若い人たちが、つい昨日、一昨日も婚活パーティをやっとってくれます。商工会の方で。それから私共も職員と、他の産業の皆さん方とのバーベキュー大会等も今計画をしておるわけでごさいます。そんな計画もしておる中でその人口減少というのはよりその中に住んでる人がいかに、先ほど私が挨拶申し上げましたように、いかに輝くか、住んでおる人がいかに幸せになるかということが第一だというふうに考えております。そんな思いでこれからの町づくりというものも進んでいかなければならないというふうに考えますので、議員の皆さん方におかれましても、是非ともご協力のほどお願いしたいと考えております。以上でございます。

○ 議 長 はい、8番。

○ 8 番 質問ではございませんが、私は町長が選挙に立候補されるときに言われた「みんなでやろまいか」と、良いことなんです。そして筋をただした政治をやりたいと、それも良いことなんです。そして地場産業のてこ入れをして白川町の益々の活性化を作り上げていきたいと、そういうことを言われております。その中で私は、ひとつ町長にお願いしたいのは、加茂郡の他町村が、いわゆる5ヶ町村が消滅可能都市になって入ってきます。だからもちろん白川町も入っております。それ前にまず、美濃加茂市がこの他町村を統合してくれることは今では考えられない。そうすれば今この7ヶ町村が健在のうちに、各町村長さんが加茂市ぐらいを作り上げる勇気を持って、一つにするぐらいの気迫をもって政治性町村の地方自治を進めていただきたいことをお願いしてこの地方創生の問題を終わりたいと思います。

2番目に改正公職選挙法についてお尋ねしたいと思います。去る6月17日、参議院で選挙権の年齢が18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が全会一致で可決、成立しました。私はこの国会可決の成立の議案をとやかく申し上げるつもりは毛頭ございませんけれども、選挙となると他人事でないと考え、行政側の対応

についてお尋ねしたいと思います。我がしらかわ議会だより174号のあとがき欄によれば、白川町の該当者は170名あるそうです。新聞発表によりますと、9月2日現在、選挙人名簿登録者数は白川町は男子3,662名、女子4,079名、合計7,741名となっております。これは170名のこの合計はまだ入ってはおりませんが、初適用は、来年の参議院選挙といわれております。18歳といえば高校在学中の若者です。議会だよりのあとがきの欄に、心配しておられましたが、若者の政治離れはかなり深刻でございます。この若者たちをいかにして政治に関心を持たせるか、これは行政を始め我々政治に携わる者の責任ではないかと思っております。18歳で参政権を得た若者ですが、民法ではまだ20歳です。少年法では酒も煙草も18歳でOKなんてことになったら大変なことでございます。これは許すわけには参りません。また重大な殺人犯罪を犯した18歳は少年Aとして、少年院で相当な刑をおわなければ20歳をすぎても名前は公表されません。このような年齢の格差を申しますか、あるいはギャップはどのように是正していくべきか大きな問題点と考えるわけでございます。

さて、白川町でも170名の若者に政治に目を向けさせるために、行政として何か手段を考えておられるか、町長、担当課がもしわかればご説明いただきたいと思っております。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が今年6月17日に参議院で全会一致で可決、成立し、来年夏の参議院選から適用される見通しです。昭和20年に25歳以上から現行の20歳以上に変更されて以来、70年ぶりの見直しで、国政選挙のほか、自治体の長、議会の選挙等にも適用されることとなります。今回の改正で、全国では18歳から19歳の240万人が新たに有権者に加わることになり、本町でも170人程が新しく有権者に加わる見込みです。選挙権年齢の引き下げにより選挙運動も解禁となり、選挙違反による処罰の対象にもなります。また、20歳以上としている民法、少年法の成人年齢についても、今後、検討が加えられることとなっております。今回の年齢引き下げにより高校生から選挙権ができる事を受け、文部科学省では高校生の主権者教育の一環として、解説編、実践編、参考編からなる新たな副教材を作成し、11月に全国の高校生に配布するとともに、先生向けの指導資料や指導指針が示されることとなっております。

本町においては、今まで成人式の折に投票参加の啓発冊子を配布していましたが、今後は新たに有権者となる年齢層に対し、明るい選挙選挙推進協議会とも協力しながら啓発を行い、政治に関心を持ってもらい、若年層の投票率向上を図っていきたいと考えています。なお、中学生にも子ども議会や模擬選挙、出前授業

等を通じて、政治や選挙に関心を持ってもらえるよう働きかけをしていきたいと考えています。

全国的に選挙の投票率低下と、政治への無関心さが目立つ昨今、将来を担う子どもたちに、社会の一員、主権者という自覚を持ってもらうには、学校教育との連携が不可欠であり、高校で新たに始まる「主権者教育」に大いに期待するものです。先ほど藤井議員が申されました道德教育の部門においても、大きな期待を寄せるものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 はい。

○ 8 番 この問題については、町長が答弁したとおりであろうと思います。ただ私は、これはこれであろうと思いますが、今この白川町ではなく、全国のいろいろテレビ、新聞報道を見ますと、非常に若者たちが大変残虐なことを平気でやり、また若い人達が酒、煙草を呑むわけで、その高校生が酒、煙草が許可されますと、高校に喫煙室を設けたり、そして酒を飲むことを許したりできるかということなんです。おそらくそのことについては、国においておそらく駄目だという何かの文部省から規定がでるであろうと私は思いますけれども、そうでなくともその法律がなくても今現在やっておるような若者たちが多いです。それが許可になると、許可を盾に非常にそういう方向へ増えていくのではなかろうかと私は心配をいたしております。どうかそういうことの白川町の若者は絶対ならないようにしていきたいと思うし、やっぱりこの人口が減っていく状況は、まず白川高校がなくなったことが一番の原因なんです。これを今更増やす訳にも造るわけにもいきません。やっぱり地方に高校があれば人口の減少も止めていけたと思いますけれども、これが八百津にあって白川町に無いと、本当に馬鹿げた話でございますけれども、それが政治の世の中であったかもしれませんが、そうしたことを考えながら、これからの政治の厳しさ、難しさを身に染みて考えながら、こうしたことを町長をはじめ執行部、議員の皆さんの胸に据えてこの政治をやっていくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○ 議 長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。

続いて、3番 服部圭子君。

(3番 服部圭子君)

○ 3 番 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。私は今回、公共交通について質問させていただきます。それについて4項目の質問を用意しております。これを1問1答方式で質問させていただきます。できるだけ町民の方々に解りやすく質問を行っていくように努力しましたので、よろしく願いいたします。

まず1番目ですが、白川町の公共交通といいますと、濃飛乗合自動車に委託しました昭和63年から現在に至っております機関交通であります。現在濃飛バスの利用者は、平成26年の実績で言いますと、年間83,300人、昭和60年当初の39万人の21%となっております。大変利用される方が少なくなっているという現状です。一方町からの補助金というものは、利用者に反しまして年々増え続けております。26年は5,713万円の補助額と利用料で運営されています。また1台に平均どのぐらい乗ってらっしゃるのかを私なりに計算しましたら、26年は5.1人、つまり40人乗りの大きなバスの中に5人しか平均乗っていないという実情だと思えます。毎日見ておられる町民の方からはもったいないねとか、もっと小さなバスにしたらどうやねといったご意見もよく聞かれるところです。利用者は少なく、一方補助金は毎年増えているという負のスパイラルにおちいっていると考えられます。公共交通の整備は自治体の役目でございます。費用対効果の面からも、もう見直す時が来ていると思えます。現在の公共交通（濃飛乗合自動車）の実態と、そのことをどのように考えているのかを質問します。

○ 議 長 はい、企画課長。

○ 企画課長 それでは、服部議員さんの白川町の公共交通の実態についてということで質問にお答えさせていただきます。本町における地域公共交通機関の中で、路線バスに対する現状について、どのように考えるかということでございますが、現在の路線バスは、大正15年白川口駅が開業したころ発足いたしました白川自動車協会、黒川自動車、蘇原自動車協会、この3つが、昭和18年に濃飛バスに合併いたしましたして、路線整備がされたものです。昭和41年当時には、町内路線のみでなく、金山、七宗、恵那など、周辺市町村との接続もされており、27台のバスを保有し観光バス事業も行うほどの隆盛ぶりで行ってまいりました。しかしながら、モータリゼーションの波が本町にも押し寄せ、自家用車の普及により利用者が減少し、次々と廃止路線が決定される中、路線バスは交通弱者の重要な交通手段であるとの認識のもと、町では昭和63年に自主運行バスとして濃飛バスと運行契約し、赤字部分を国・県・町で補い、運行を継続することとし現在に至っております。その後、バス停以外のどこでも乗り降りできるフリーバス方式の導入や、高齢者・障がい者優待事業、保育園通園補助などを行い利用者の拡大に取り組んでまいりました。しかしながら、白川高校の廃校や全体的な人口減少に伴い、利用者が減少したため、補助対象となる赤字部分も拡大しているのが実情であります。お示しいただきましたとおり、平成26年には補助金額が5,700万円ほどになっておりますが、この補助金には、県補助金が1,450万円ほど、国からの特別交付税が3,400万円ほど充てられていますので、町の実質負担は850万円となります。補助金総額は年々増額となっておりますが、経常収益に関し

ては、平成22年から5年間は、ほぼ横ばいで推移しており、ガソリン代などの運行経費の増加が補助金額の増額原因となっています。事業者も経費の削減には努力をされておりますが、安全な運行をいただくことが最優先であり、必要な経費については致し方ない部分もあろうかと思えます。

現在濃飛バスが所有されている車両は、中型車が3台と小型車が2台でございますが、朝の通学時に利用する人数を輸送するためには中型車が3台必要となるため、利用者が少ない場合に合わせた小型車を更に所有することは、経費面から考えると、かえって経費がかかることになると思われます。路線バスを費用対効果の面で考えますと、黒字に転換することは考えにくい状況ですが、ダイヤの見直しや、通学に利用しやすい運行形態にするなど、改善に向け事業者と検討してまいります。町内の利用者の利便を図ることも重要ですが、町外からの交流人口の増加を目指すためにも、町内を循環する路線バスをうまく利用できるような工夫も必要であると思えます。以上、路線バスの現状と考え方の回答とさせていただきます。

○ 議 長 はい、再質問ありますか。はい。

○ 3 番 再質問いたします。今のお話ですとガソリンの経費が高騰していて、そういったものが原因になっていると。町の経常収益は変わっていない、そういった回答をいただいたわけなんですけれども、つまりですね、大きなバスを動かすガソリンの経費が多くなっている。でも利用されている方は少ないということですので、この費用対効果というのは、単に赤字が出ているかということではなく、利用者の方々がどれだけ利用にあった交通になっているか、その利用者の方がどれだけかというのが効果になってくると思えます。そこでですね、今フリーバスですとか、利用者の拡大のための工夫をされているというお話でしたが、濃飛組合自動車からの現状におけるの改革提案、そういったものはどのようなものが現在出ているのでしょうか。もしあれば質問いたします。

○ 議 長 企画課長。

○ 企画課長 経常収益の話ですが、町の収益では無く濃飛バスさんの方の収益になりますのでよろしくお願いします。

それから今の大きなバス、小さなバスの話ですが、少し説明が足りませんでした。朝の通勤帯、通学の時には高校生の方が主に乗られます。あと中学生の方、小学生の方、保育園のバスも使っております。この時間帯になりますと町内の路線のうち3つの路線は、どうしても小型のバスでは乗り切れない状況でございます。中型バスで走る必要がございます。それ以外に昼間用に、例えば小型バスをまたその3台の代わりに走らせるということになりますと、更に3台のバスが必要になります。いま濃飛バスさんの方は、町からの補助金でバスを所有もされ

ておりますし、それ以外のちょっと古いバスについては、高山の方に本社がござ  
いますので、濃飛バスの管内の中でやり繰りをされて、バスの融通もされておる  
という状況です。その中で、運転士の方、バスの方の関係を融通をされておしま  
すので、そのバスをまた更に余分にということは今の状況では不可能ですし、個  
々でまた持つだけでも、そのバスの車検代ですとか、メンテナンス費用ですとか、  
そういったところで経費がかかりますので、今は朝に合わせたバスが走っておる  
ので、昼間も大きなバスが走っておるような状況になってございます。

それから濃飛バスさんからの提案ということでございますけれども、今特にダ  
イヤの関係なんです、土曜日の関係とかが今第一、第三土曜日とそれ以外の土  
曜日とか、普通の日と少し違うダイヤとかを使っておりまして、その辺の見直し  
と併せて今の朝の通学帯ですとか、帰りの関係ですとか、そういったところのダ  
イヤのちょっと見直しをしたいという提案をされておみえです。本数的に減って、  
経費が実際に減るとかそういうことはないかもしれませんが、まだどんな  
内容になるかわかりませんが、そういった提案をされておみえになるということ  
です。

後一つ濃飛バスさんの方では、大変いま運転士さんの確保に苦慮されてお  
りまして、沢山の路線を走っておって、それぞれの時間帯で1路線に1台が往復し  
て行ったり来たりしておりますので、その中で運転士さんがいないという状況があ  
りますと、大変そのダイヤを組むにも難しいという状況になってございます。そ  
ういった中で少しでも濃飛バスさんと町の方で改善の方法をまた検討していき  
たいということですが、今の提案はまだその程度の内容でございます。

○ 議 長 はい、3番。

○ 3 番 今のお話ですと、朝の時間帯は大切な足になっているということはよくわか  
りました。昼の間はどうしてもそのバスを使うという事で補っているんだとい  
うことです。それと運転手さんの確保が難しいといった点も、今抱えていることな  
んだということがよくわかりました。最後にこの点について、あまり利用の無い  
地域はどういったところにあるのかとか、あとこのバスが行ってない地域の場所  
はどのぐらいあるのかというあたりも、最後に質問させていただきます。

○ 議 長 はい、企画課長。

○ 企画課長 はい。利用の無い路線は、今のところ白川線、ここの東白川から駅までの路線、  
あと蘇原線、この2本については以前に比べますとかなり利用者は減っており  
ます。黒川線、佐見線については、かなり乗客数は多いという状況になっており  
ます。あと空白地帯につきましては、町内ご存じではあると思っておりますけれども、  
幹線しか路線バスは走りませんので、町内のそのほだは沢山ある、例えば蘇原で  
言いますと、日向地内、後山地内、切井の塔洞地内、白川北の方で言いますと宇

津尾、それから広野の関係とかですね、後それぞれの各地区におきましても、各谷沿いに入った上がったような集落には入りませんので、そういった中にはかなりの空白地帯があるということは認識しております。

○ 議 長 よろしいですか。3番。

○ 3 番 次の質問に移ります。白川町というのは、今課長がおっしゃったように非常に山間地の谷沿いに集落があり、その洞も深く、距離が長いという地形にあります。ですので自動車は生活必需品となっております。町に来る移住する人にも四駆の車がないとここでは生活ができんよと言うほどです。役場、病院、公民館、駅、買い物、図書館、どこへ行くにも車が必要です。そんな中、いわゆる交通弱者と言われる免許を持たない高齢者の方、病人、学生、障がい者、妊婦さん、赤ちゃんを連れのお母さんやお父さんたち、白川町に住むにはこのような方たちは車の運転ができないので不便を余儀なくされています。これ等の方も公共交通によって買い物や病院、公民館、駅など行きたいところに行ける環境をつくることも、自治体の重要な役目だと思います。特にこの白川町のような車でしか移動できない山間地にあっては、出かける環境にあるということが、住み続ける条件でもありますし、もっとも重要な生存の権利でもあります。重要な要素だということをここで改めて考えていかななくてはならないと思います。その中でも特に高齢者にとっての移動手段の確保は、単に移動するといふどこかへ行くための交通手段だけではなくて、認知症の予防ですとか、早めの病院受診と大きく関係するということが言われております。高齢者にとって、いわゆるお出かけできるという環境がない場合、生活の質（QOL）が大幅に低下することは知られています。また、高齢者の方々、75歳以上になりますと免許の自主返還ですとか、免許更新前に講習予備検査の受検がありまして、75歳で免許を返さざるをえないというようなことがおきております。高齢者の交通事故といったものも起こっているのが75歳以上の試験のきっかけでもあります。そういった方々が今までは自由に出かけておられたのが、急に移動手段を無くされ、行動範囲が狭くなるということも、生活の質を落とす原因となります。また高齢者の場合、一人暮らしの方たちの割合も増えています。白川町は、単身世帯のうちの高齢の単身世帯者は63.1%と岐阜県の平均の33%を大きく上回っています。どうしても若い者が出ていきますと、高齢の老人世帯が増え、また夫婦の一人が亡くなって一人暮らしということがあります。特に高齢者の女性の方は、結婚した時に免許はとらんといってくれなんてことを言われたということも聞きました。また、白川町の75歳以上の人口を見ますと、ここ数年2,260人前後で推移しておりまして、ずっと変わらない状態なんですね。これは27年で言いますと、総人口の25.2%、約4分の1の方が75歳以上ということになっております。非常に多い人口の層であるということが言えると思います。この方たちの交通手段を確保するという事は、非常に緊急に迫られているのではない

かというふうに考えます。交通弱者の方々の生活交通、特に高齢者の方々の生活の足、そして先ほど最初の質問でもありましたが、濃飛バスの行かない交通空白地帯ですね、これらの現状と課題を質問し、またそれについてどう考えておられるのかを質問いたします。

○ 議長 はい、企画課長。

○ 企画課長 はい。それでは交通弱者の公共交通の空白地帯に対する課題の関係のお答えを致します。交通手段を利用することが困難な高齢者や障がい者のため、日常生活の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図り、生活の質を高めることを目的として、社会福祉協議会で移送サービスを実施しています。この事業は、独居高齢者または高齢者のみの世帯や、障がい者の方で歩行が不自由な方を対象として、福祉車両の貸出しや運転ボランティアによる送迎を行い、通院、買い物、金融機関での用事などに利用されています。平成26年度の実績は452件となっておりまして、68名の方がサービス登録しておられます。サービスの利用目的は、病院の受診が大半ですが、通院と合わせて買い物をされる方もあり、利用の際に他の用事も同時に済ませる方が多いようです。また、様々な活動を行っていただいている「まめな会」の開催においては、参加者の送迎を行っており、帰宅時の送りに合わせて買い物支援も対応いただいています。いきいきサロンにおける福祉バスを利用した外出活動の折りにも、同様に便宜を図っていただいております。公共交通の空白地帯の対応については、現在のところ町で行なっている事業はございません。ご指摘のとおり本町は非常に広範で、かつ各地区の河川沿いに、先ほども申しましたが、流れ込みます谷沿いの洞に集落が点在します木の枝葉のような地形となっています。このような状況の中で公共交通のあり方を考えるとき、周回ルートで各地域を巡る路線を設定することは困難であり、ピストン輸送を繰り返すことになるため、その移動距離も実際の倍になります。

平成20年頃だったと思いますが、町と関係機関で、NPOによる福祉有償運送を検討したことがございました。当時は、無償のサービスならばさほど問題がなかったのですが、料金を徴収するということが非常に困難であり、中濃地区の協議会で事業説明とヒヤリングを受け、了承が得られないと申請ができなかった記憶がございます。無償ボランティアで業務を行うには、長期的な継続ということ考えた場合に無理があり、現在は、道路運送車両法も緩やかになっているため、そういった面も検討していく必要があると考えております。

路線バスは、自動車の普及とともに利用者が減少してきました。昭和の時代には、自動車免許を持たない60歳以上の方や女性もかなりあったと思いますが、現在はほとんどの世代の方が自動車を保有されています。自分で移動するこ

とができ、公共交通機関と余り縁のなかった方が、これから自分で移動するのが困難な時を迎えます。また、そういう状況には誰もがなりうると思います。ニーズがなくなっていった公共交通機関を必要とする時期が、既に始まっていると感じておりますので、様々な方面から可能性を考えていきたいと考えています。以上で回答とさせていただきます。

○ 議 長 はい、3番。

○ 3 番 再質問します。やはり今のお答えのように、随分本当に考えられてまたボランティアの方々のご協力によって、病院ですとか、買い物に輸送されているという状況は、本当に努力されているというふうに感じております。ですが、課長のおっしゃったように無償ボランティア、そういうものでは持続不可能な面もありますし、今後様々な改正がありますので、そういった面も加えてこういう方たちが安定して、高齢者の方々も安定して使えるような施策に組み替えていっていただきたいと思います。

特に高齢者の方々の交通輸送の件で、質問の中で調べましたら、こういうことも現実にあるんだということがありまして、実は三重県の玉城町というところでこのようなオンデマンドという交通方式を取り入れたところがありまして、それに高齢者の方たちを試験的に施行されていたわけですがけれども、その利用者と利用されていない方とのアンケート調査の結果がでておりまして、その中で利用された方々の友人が増えたということが、利用されていない方とは有意な差があった。また、行動範囲が非常に広がった。そういったことも有意の差がありました。また町の予防教室ですね、介護予防教室ですとかそういったものへの参加が増えたというのも差がありまして、これをその方たちの、利用した方たちの医療費はどうなったのかというところをしましたら、年間2万円使った方々の利用費が減っているというような調査がありました。これは必ずそういう、何ですか、しっかりした調査ではないですが、そういった可能性というものが見えてきたということは、非常に大きいものだと思います。特に白川町のような交通の不便さが余儀なくされているところこそ、税金を投じてこのような対策に取り組んでいく必要があるんじゃないかと思います。そこでですね、保険福祉課長さんにご質問したいんですが、このような高齢者の予防教室ですね、そういうところに出られるための不便さだとかそういうものがあると思いますし、多分福祉のほうでは、そういった出やすい、お出かけしやすいような環境が今とても健康予防のために、健康長寿を広げるためにも必要ではないかという点がかなり出ているんじゃないかと思うんですが、それについての質問をさせてください。

○ 議 長 2番目の再質問。はい、保健福祉課長。

○ 保健福祉課長      ありがとうございます。今企画課長が答えた内容がそのとおりでして、社会福祉協議会の輸送サービスに頼っているところです。それと今、議員からお話があったように、地域の支え合い活動の中で、地域の中で送迎をしていただいているというのが実質です。隣近所の関係と、それから地域での福祉会の活動で送迎をしていただいているという状況です。ただし課長が申したように、無償での、ボランティアのサービスというのもやはり限界がありますので、今後これから今の公共交通の中で規制緩和されてきておりますので、そういったところで地域公共検討協議会の中で検討されていくものと思っています。お話がありましたように、自宅での引きこもった方をどうして、どうやってその地域に出ていただくかということですが、これが私たちの考えているところで一番の課題であります。介護保険制度の中で、地域包括ケアシステムの構築というのが2025年までに確立をするということで、いよいよこの事業が始まっていくわけなんですけれども、この中で多職種の共同という事業が始まるんですけれども、福祉関係だけではなく、いろんな職種の方が集まって、こういう高齢者の足を考えたり、地域との医療との関係を連携して考えていくという事業にはいっておりますので、その職種に協議しているところですので、また今後ともご意見をいただきたいと思っています。

○ 議 長      はい、3番。

○ 3 番      では、次の質問に移りたいと思います。すでに平成19年頃から全国近隣市町村でもバスを縮小したり、基幹バスという公共交通だけではなく、その時に抱えております不便さ、不安さを解消するためのいろいろな公共交通での対策がとられております。その中で様々な公共交通方式がありますが、オンデマンド方式ということと、タクシーを公共交通として活用するということがあります。白川町でもこのような元気で便利な公共交通をつくりあげていくべきではないかということをご提案したいと思います。

まず、オンデマンド方式という事ですが、オンデマンド方式というのは予約という意味ですが、タクシーのように予約があれば何か所か寄って、そこへまた目的地まで送り届けるという乗合交通のことです。車がワゴン車ですので、狭い所にも入っていきますので、バス停まで遠かった人もドアまで迎えに来てくれるというような、利用しやすいものです。現在白川病院が1日3便の朝の診察に合わせた送迎定期乗合バスを無料で行っておられます。ただ定期ですので、そうではないちょっと洞に入った人とか、そういう方も電話をすれば家の近くまで来てもらえるというような、デマンド式もとりいれておられて、病院に行きたいけれども、家族に仕事を休んで連れてってもらおうとなれば、気軽にいつもというわけにはいきませんので、利用者さんは大変白

川病院の送迎バスに感謝されていると聞いております。またタクシーですが、このタクシーといえますと個人が利用する運賃も高く、公共交通とは捉えにくいイメージがありました。しかし公共交通に関する様々な法律が、先ほども課長の話もありましたが激変しているようで、その一つにはタクシー特措法というものもあり、タクシーは公共交通として位置付けてもいいということになったようです。また他町村の例を調べてみますと、例えば群馬県の前橋市というところでは、民間タクシー業者に委託したマイタクというシステムをつくりまして、車を持たない方や、公共交通機関の空白地帯に住んでいる高齢者、そして妊産婦さん、難病の患者さん、免許の自主返納者など条件を決めてタクシー代を補助しているそうです。また小さな村ですが、長野県豊丘村というところでは、福祉タクシー制度をつくって初乗り700円で指定されたエリア内ですが、一定の条件を満たす村民の方に利用できるようにして、700円以上かかった分を村が負担するというような仕組みも施行されております。大きな公共交通の変革ではなく、タクシー業者への補助をするというような、小さな町ではこのような柔軟な仕組みも白川町でも参考になるのではないかと思います。他にも若狭町ですとかタクシー業者と行政が他の交通と一体となって人々の移動を活性化しているという現状があります。

公共交通として民間タクシーの地域に果たす役割は大変このように大きいものですが、白川町ではタクシーの位置づけというのは、あまり町づくりとか公共交通の中の一つとしては一線を置いているのではないかというふうに私は捉えております。これではタクシーの人材さえ失ってしまいかねないのではないのでしょうか。タクシーを公共交通の一貫として位置付けるように早急に取り組むべきだと思います。このことを質問したいと思います。また、今後の地域公共交通を担う運転手さん、先ほどもバスの運転手さんの確保が難しいというお話でしたが、この第2種の運転免許を持っておられる方というのが必要になってきます。そういった意味でも町内の在住者にタクシーの免許の取得を支援するような人材を育成することも緊急に必要ではないかと思えます。タクシーの運転手の育成について、そしてオンデマンドタクシーの公共交通化について質問いたします。

○ 議 長 企画課長。

○ 企画課長 では、オンデマンド方式の創生の関係とタクシーのことについての質問にお答えします。路線バスの経営難は全国的な問題であり、法改正により路線の減便ですとか、廃止については基本的に住民同意なしで行うことができるようになったため、路線の廃止なども相次いでいる状況となっています。それぞれの自治体がコミュニティバスなどで対応を図っていますが、それさえも廃止する団体も増えています。

御嵩町では、業者委託による1乗車100円のふれあいバスや、予約型の運行を行うタクシー車両を使ったふれあい予約バスを運行しています。美濃市では、オンデマンドシステムである乗り合わせタクシーを運行していますが、長良川鉄道、コミュニティバスとの全体的な交通体系を検討しながら導入を進められたようです。本町でのタクシーの位置付けが一線を置いているのでは、とのご指摘でございますが、本年度の公共交通対策協議会の委員として、今までメンバーではなかったタクシー業者の方にも新たに参加いただいております、また乗り合いタクシーの検討のため、職員と共に今申しました美濃市の方へも視察にも出向いていただきました。以上のように、本町の今後の交通施策を検討するにあたっては、タクシーは貴重な交通サービスの一つであると認識しております。しかしながら、タクシー免許の取得に係る支援は今のところ考えておりません。濃飛バスの運転士も確保が大変であると聞いておりますし、人材の確保は困難であると思っておりますけれども、この運転士だけでなく交通施策の全体の中で、このタクシーの運用の方法とか、新たな交通施策の中での支援ということで考えていきたいと思っております。タクシーがオンデマンド方式でサービス提供を行うためには、不特定多数の乗客を送迎することになるため、乗合事業の資格を取得する必要があります。本来のタクシーだけでは、これを行いますと違法ということになりますので、この資格が必要ですが、これについても事業者の方から取得する意向をお聞きしていますので、条件をクリアできると思っております。しかしこの方式を導入するには、予約と経路や時間調整などが必要となり、ニーズに応えるために予約システムとそれを行いますオペレーターの人員が必要になります。運用経費もかなり高額になると思われまますので、そういったことも踏まえながら検討することになります。当面は、モデル的に試験運用することができないか探りながら、具体的に検討していきたいと考えます。以上で回答とさせていただきます。

○ 議長 3番。

○ 3番 今、美濃市ですとか御嵩町の例を初めてお聞きしまして、このようにやはり常にいろいろなものを導入している町村というのが70%らしいですね。そういうものを検討していないという町村に入ります白川町の場合は、今までやってきた中でもいろいろ課題ですとか、より一層良い形へできるというチャンスもあるというふうにとらえられます。その中で、運行目的の明確化というのが言われているそうです。そういった意味でも、先ほど課長からも言われますように、どういったところでの何の目的で運行していくかというような細かな検討というものが必要になってくると思いますが、この計画をつくっていくプロセスが非常に大事ではないかと思っております。今年からタクシー業者の方々も協議会に入って一緒に

考えておられるということで、そういう方向に進んでいるととらえることができませんでした。やはり行政が主体になってそれを進めるのではなく、では事業者に任せるのではなく、両方が先ほどから言いました白川病院の運転手さんですとか、タクシーの運転手さんですとか、濃飛バスの運転手さんですとか、そういう方々は町内のいろんなニーズですとか、現状を知っていらっしゃるわけですね。そういった方々と一緒になって参画をして、そしてつくりあげていくというプロセスの大切さが必要ではないかと思えます。その点について、やはりこの公共交通をこれからつくっていく時のプロセスについて確認しておきたいと思えます。質問します。

○ 議 長 はい、企画課長。

○ 企画課長 ありがとうございます。ニーズの関係ですが、美濃市を視察した折にも職員の方からお聞きをしましたが、かなりの頻度で地域懇談会といいますか説明会と言いますか、意見を聞く場を設けておられました。本当に小さい単位でずっと回っておられまして、今までの公共交通自体は行政側の方で作る公共交通というのがどこの市町村も多かったんですが、やっぱり使われる方の使いやすいものでないと、いくらこちらがいい考えであろうと思って作っても、使われなければ意味がないということがございますので、できる限り実際に使われる方の意見を聞きながら、どんな方式にするにせよ考えていく必要があるかなとは思っております。幸い白川タクシーの土井さんがやっておみえになります。濃飛バスも運転をされておりましたし、社協の福祉バスの運転もされておりましたし、今度タクシーということで、町内の公共交通機関のすべてを良い所も悪い所も全部知っておみえになりますので、意見を聞くにはとても適任な方かなと思っております。そういった中で、様々な今言われたような病院の関係ですとか、白竹の関係も送迎をしておりますし、それぞれの福祉サービス、介護保険医療の方でも介護保険サービスとしての送迎を行っております。そういった中の車両等を使ったりできるかもしれませんし、様々なものを使った資源のすべて町の宝物という考え方で使いながら、公共交通を進めていきたいなと考えております。

○ 議 長 はい、3番。再々質問ありますか。

○ 3 番 ございません。

○ 議 長 そうしたら、丁度時間ということになりましたので、1時まで休憩して再開したいと思います。1時まで休憩します。 (午前11時55分)

○ 議 長 再開します。一般質問を続けます。3番 服部圭子君。

○ 3 番 公共交通についてという質問をさせていただいておりました。4つ目の質問に移らせていただきます。これまでの質問で空白地帯ですとか高齢者の方々そうい

った方々の交通の不便を解消するために、これまでの行政でつくっていく公共交通ではなく、本当に人々が住みやすく利用しやすいものを作っていくために、業者、また行政、使用者の方々のニーズを十分に合わせて作っていくという事を確認させていただきました。

次の質問は、こういった交通弱者の人達に向けての交通という面を超えまして、地域の活性化のためにも必要であるという点を質問したいと思います。平成19年に出来ました地域公共交通活性化及び再生に関する法律というものがあります。この法律では、地域の公共交通の維持、改善は交通分野の課題解決にとどまらず、町作り、観光、さらには健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすものと位置付けられております。つまり、地域活性化のためにも不可欠な地域の装置で社会インフラなのだという事です。この中で求められる役割として4つ挙げられております。地域住民の移動手段、これは先ほどから申し上げております。2番目に諸機能が集約した拠点同士を、あるいは拠点と住居エリアを結ぶ交通手段があれば、コンパクトシティが実現できるというものです。また3番目にはまちの賑わいの創出、4番目には人の交流の活発化というものがあり、27年7月の改正ではその機能を強化して、ネットワークの発想や町づくりとの連携を重視しています。効果として2番目の諸機能が集約した拠点、つまり町民会館ですとか福祉センターですとかそういった拠点同士を結んだり、あるいは拠点と住居エリア、各地区を結んだりする公共交通があれば、コンパクトシティができると思いますが、白川町のように地区が離れているために、1か所に作っても町民が利用できないために、地域ごとに機能を持たせるために公民館活動などの強化を図っています。しかし、オンデマンドのような交通が整備されていれば、例えば楽習館に一日過ぎしに行くことや、佐見や黒川の歌舞伎公演を見に行ったり、買い物に自分で行く、また子育て支援センターが今年から坂ノ東に開設されておりますが、ここに黒川、佐見からも利用があり、大変良い効果が出ていると聞き及んでいます。ここにも妊婦さんが来たり、車の運転のできない方も孫を連れて来ることができればもっとこういった支援センターの効果も増すと思います。また先ほどの3番目のまちの賑わいの創出、4番目の人の交流の活発化についてもです。予約制のタクシーがあれば各地域で行われております伝統的なお祭りやイベントにもぐっと参加しやすくなり、町内の観光めぐりも進みます。地域を超えて人が交流することで新しいものが生まれ、若々しくなり白川町の宝物もより一層磨かれるものだと思います。このように公共交通の活性化と再生が、人口減に瀕している白川町にとっては、待ったなしの重要施策だと思います。

ある研究発表では傾斜度に大きな開きのある町、日照時間が多くない町、谷筋に集落があり、声の届く範囲に家が少ない。こういった地域性は、ネットワーク不良、ま

たは情報不足による住民の孤独や孤立が起こりやすいそうです。反対に勤勉ですとか克己心が旺盛、忍耐強いといった美德も育つものですが、周りに容易に助けを求めることや、車に乗せて行ってもらうことなどに非常に抵抗感が大きいといった調査の報告があります。少なからず、このような地形的な条件にあてはまる白川町です。交通の利便性を高めていくインフラ施策をすぐにでも取り組まなければならない地域であったんだなあと考えさせられます。町民の不便さ、不安さ、孤独感が少しでも解消されていくために、公共交通の役目が大きいことを最後に強調したいと思います。個人やボランティアの努力だけでは維持できない、そういった面が目の前に現実となっております。公共交通は、国が責任を持つものではなく、地方公共団体の長が、町民の生活の足を確保できる環境を整える役割を担っております。現在の民間事業者を中心とした枠組みから脱却し、行政が中心となって、町づくり総合戦略の一環として、もちろん第5次総合計画の見直しとしても積極的に取り組む必要があると思います。今後の公共交通活性化と再生について、短期的な計画、長期的な計画推進について、町長の考えを質問します。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 それでは、服部議員さんの今後の公共交通活性化と再生についての質問にお答えしたいと思います。

本町のような過疎地域における公共交通施策は、民間事業者が次々に参入することは考えられず、行政施策としての事業推進が必要であろうと思っております。これは先ほど来の答弁の中でもそのように申し上げたわけございまして、交通サービスの対象となる方も様々です。保育園児、小中学生、高校生、子育て世代、高齢者など、更には今ご指摘のありました観光を目的とした皆さん方にも、利用目的も、利用時間も多種多様な対応をする必要があると考えております。効果的なサービス提供を検討するには、様々な交通形態を総合的に検討していくことが重要であるということを改めて認識したところでございます。

町の交通施策の既存ストックとして、スクールバスがありますが、現在では一般住民との混乗も可能とされています。また、町内で運行をされているタクシーの活用もあります。また、すべての交通サービスを一括して民間委託するということが考えられます。地域公共交通活性化及び再生に関する法律では、法定協議会を設置することが可能となっております。この協議会は、地域の公共交通の総合連携計画を策定することを目的とし、その計画実施の主体となるものです。本町では、現状の分析と今後の対応を検討するため、本年度、地域公共交通会議を設置する予定としております。この協議組織は、道路運送法に基づき設置されるもので、生活交通のあり方を審議し、地域の交通計画を策定することを目的として

います。地域公共交通会議で協議が整うと、コミュニティバスや乗り合いタクシーの許認可等に関する特例を受けることができ、路線バスの運賃や路線の変更なども許可を受けやすくなります。この地域公共交通会議は、さきほど申しました法定協議会とは計画実施を行う点で少し違いますが、国で示されている構成委員はほぼ同様であり、まちづくり全体的な視点からの検討も、合同会議として実施していく予定であります。オンデマンド方式での乗合タクシーや、福祉運送などの可能性についても、この会議で検討できると考えています。また、可能であれば公共交通についてコーディネートできる専門家にも参画していただき、本町の分析、提案もいただけるとよいと考えています。

公共交通はあくまで移動手段であります。その整備が最低限のインフラ整備とならないよう、利用する人の生活自体にも着目し、他に問題がないのかも探っていく必要があると考えます。人が単独で生活が維持できるだけでは、地域社会が維持されているとは言えず、人との交流などで社会参加することが必要です。公共交通の今後のあり方は、先ほどの検討会議という話もしましたが、地方創生の委員の皆さんの中にもこの公共交通に携わっていただく皆さんに参画しておっていただくわけございまして、総合的な立場でご意見もいただいておりますので、よりよいお話し合いができるものだと確信を致しておりますので、以上です。

- 議 長 再質問ありますか。はい、3番。
- 3 番 再質問します。法定協議会というものを、設置予定だというふうにお伺いいたしましたが、こちらの会議が非常にその岐阜県内では、他の市町村ではかなりこういう会議が設定されているというようなことをお聞きしています。ここまでそういった会議が必要がなかったというような答弁をあまりいただきたくないんですけれども、遅れてきた原因というものを一度精査する必要があるんじゃないかというふうに思っていますが、その点についてどのように考えておられるかお聞きしたいですし、5次総合計画の中でも見てみますと、あまり10年間で公共交通をこういうふうに変えていくんだという、課題はでていますが、何ら具体的に進んでいくんだということが出ていないんですね。私の質問ではありませんでしたが、先ほどの安江議員の質問の中で、人口減についてこれは自然減だというような、全国も一緒なんだというような捉え方をされているんじゃないかというところで、少し疑問をもったんですね。というのは、全国減っているけれども、やっぱり我が白川町は岐阜県の中でも非常に減りが加速しているんだっていう点の原因ですね、その一つに私は山間地であるということとか、公共交通の遅れというのも調べてみるとあったのだなというふうに思いますし、そういう子育て支援への、何と言いますかニーズにあったような、今年から保育料の無料化ですと

か、そういった点を今一生懸命やっているわけですが、遅れてきた原因というのも、どこか計画づくりの中ですとかに原因があったのかと思うんですが、その辺のところをどのように考えておられるかということをお聞きしたいと思います。協議会が遅れているてんですとかお願いします。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 確かに私のところばかりじゃないですけども、岐阜県内における協議会置状況というのは遅れてまして、特に私どもこの地域は遅れているということを改めて認識したわけですが、当初私どもがいわゆる公共交通、これはその当時はバス専門でしたので、例えば2千万円を超えるようになったらちょっと考えよまいかというような、そんな提案がでとったような気もするわけですけども、今回もうすでに5千万超えるという状況の中で、もう一つは、高校生の白川高校がなくなるまでは、いわゆる白川高校路線というのが黒字路線という形である程度濃飛バスの経営をカバーしておった部分があるんじゃないかというふうに思っております。そんなこともありまして、高校がなくなってから随分経つわけですけども、公共交通というのがいわゆる生活弱者の中でもお年寄りとか、そういったものに対して目が向いてなかった部分があるんじゃないかということをお反省をするわけでございます。そんな中でのことでございますので、そんな中でもう一つは、今回そういうことを議員さんのご指摘の前からそういう考えでおったわけですが、タクシーの運営につきましてタクシー業者のみなさんからいろんな形でご指摘とかご質問等がございましたので、こういう形で早速取り掛かれる体制ができたというふうに、それまではたとえあっても、そのデマンドとかの話があっても実際誰がやるのかというような具体的な問題の時に、それが多分行動に移せなかったというふうに思っております。それができるようにできるように、ある程度体制が整ったということで、こういうことができるというふうに考えております。

それから人口減の問題につきましては、行政がそういうことを言うと大変申し訳なかったわけでございますけれども、確かにそれを食い止める手段というのが本当にあったのかということをお、今当然反省する必要がありますけれども、じゃあそれを今後それをどう活かしていくかということが大切だというふうに思っておりますので、それがどういった原因であったということは、改めて今お答えする資料もございませんのでよろしくお聞きしたいと思います。

○ 議 長 3番さん、20分までですが時間。まだ、数分あります。

○ 3 番 はい。もう再々質問はありませんので。今、地方創生戦略という、丁度そういった時期でありますので、公共交通がそのひとつの活性化に向けての重要なものであり、またそういった時に町民の人から提案があったということは、町長のや

ってこられたみんなでやろまいか、宝探しといった面が町民の皆さんから提案しやすい行政であるということが窺われると思います。今やっとそこに立ったところですので、是非たくさん沢山会議をしながら、そして外からの情報を積極的に取り入れて公共交通の今後の施策にしていただきたいと思いますし、協力していきたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。

- 議長 はい。3番 服部圭子さんの質問を終了します。これで、一般質問を終わります。ここで1時35分まで休憩します。(午後1時18分)
- 議長 再開します。(午後1時35分)  
◇日程第5 議第33号 白川町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議長 日程第5 議第33号「白川町行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。総務課長。  
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 総務課長 議第33号 白川町行政手続条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。  
議第33号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号「白川町行政手続条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第6 議第34号 白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議長 日程第6 議第34号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。町民課長。  
(町民課長 安江寿一君 登壇)
- 町民課長 議第34号 白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第34号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第7 議第35号 白川町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第7 議第35号「白川町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君 登壇)

- 総務課長 議第35号 白川町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第35号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号「白川町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第8 議第36号 白川町手数料条例の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第8 議第36号「白川町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長 安江寿一君 登壇)

- 町民課長 議第36号 白川町手数料条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第36号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号「白川町手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第9 議第37号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第9 議第37号「白川町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。建設環境課長。  
(建設環境課長 今井俊君 登壇)
- 建設環境課長 議第37号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
はい、8番。  
(8番 安江孝弘君)
- 8 番 建設課長から下油井の駅上の町営住宅についての廃止の説明がございました。廃止することには反対ではございませんが、この跡地利用をどうされるのか、そして非常に駅に近いということで、これにまだまつわる住宅が残る1棟も同じ年度に造ったのであろうと思うんですが、そして今、他に昔の大山小学校の下にある住宅、染谷という方が入っておられる。この住宅はですね、幽霊みたいな町営住宅で、なってみたり消えてみたりしとると私は思うんですが、染谷さんが入っておることはここでは関係ないですが、廃止される住宅の跡地利用というのはどういうふうにお考えかお聞きしておきたいと思います。
- 議 長 はい、建設環境課長。
- 建設環境課長 今、住宅の取り壊しに伴う跡地利用についての考えということでございますけれども、まだこの下油井団地につきましては1棟の住宅がありまして、今現在使用もされておる状況でございます。今後の町営住宅の整備計画ということに関しましては、老朽化への対応もそうですし、設備の水準、それから施設規模など住宅需要を踏まえまして建て替えや住宅の改善などを必要に応じてやっていかなければならないというふう考えております。特に先ほども申しました昭和30年代の住宅につきましては、空き家となった時点での用途廃止ということも今後進めていかなければならないという事と、転居を希望される方へのあっせんなどを進めながら、今後整備計画を立てていきといふことを思っております。よろしく申し上げます。

- 議 長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第37号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号「白川町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第10 議第38号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の変更について
- 議 長 日程第10 議第38号「赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の変更について」を議題とします。  
説明を求めます。建設環境課長。  
(建設環境課長 今井俊君 登壇)
- 総務課長 議第38号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の変更について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第38号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号「赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第11 議第39号 財産の取得について
- 議 長 日程第11 議第39号「財産の取得について」を議題とします。  
説明を求めます。総務課長。  
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 総務課長 議第39号 財産の取得について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第39号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号「財産の取得について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第12 議第40号 平成27年度白川町一般会計補正予算(第2号)  
議第41号 平成27年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議第42号 平成27年度白川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議 長 日程第12 議第40号「平成27年度白川町一般会計補正予算(第2号)」、議第41号「平成27年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」議第42号「平成27年度白川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」以上3件を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。  
本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。  
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、特別委員会審査を9月18日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月18日とすることに決定しました。ここで25分まで休憩とします。(午後2時17分)
- 議 長 再開します。(午後2時25分)  
◇日程第9 認第1号 決算の認定について
- 議 長 日程第9 認第1号「決算の認定について」を議題とします。  
なお、お手元に一般会計及び特別会計の決算書とともに、報第2号により所要の付属書類が配布されていますので、よろしくお願ひします。  
それでは、ただ今から説明並びに報告を求めます。なお、説明は簡潔にお願ひします。会計管理者。  
(会計管理者 安江文郎君 登壇)
- 会計管理者 認第1号 決算の認定について、議案及び別冊「歳入歳出決算書」の一般会

計及び特別会計の歳入歳出を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。ここで、監査委員に決算審査の報告を求めます。額額監査委員。

(監査委員 額額利英君 登壇)

- 監査委員 決算審査報告。ただ今議長さんから報告を求められましたので、平成26年度決算審査結果についてご報告を申し上げます。

平成26年度白川町一般会計及び各特別会計の決算並びに定額運用基金の運用状況については、本年6月8日以来、述べ9日間にわたり、各課の所管事項に係る事務事業につきその執行状況を監査すると共に、主な事業箇所については現地に出向き、その管理状況を実査致しました。また、8月20日、21日の2日間にわたり、総括的に諸帳簿、帳票及び証券等の証書類を照合審査した結果、一般会計をはじめ各特別会計の決算の係数及び定額運用基金の運用状況については、いずれも正当かつ適切なものであることを確認致しましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、各課の定期監査及び決算審査における意見等につきましては、お手元に配布致しました意見書のとおりでございます。何卒、今一度ご検討いただきますようお願い申し上げます。決算審査報告と致します。以上です。

- 議 長 決算審査の報告が終わりました。

- 議 長 お諮りします。

本件については、決算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

- 議 長 お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、決算審査特別委員会審査を9月17日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月17日とすることに決定しました。

- 議 長 お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○ 議 長 お諮りします。明日15日から17日は委員会審査のため、白川町議会会議規則第10条第2項の規定により、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、15日から17日までの3日間は休会とすることに決定しました。

○ 議 長 ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、9月18日本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。時間はおって連絡します。

なお、15日と16日は決算審査特別委員会を午前10時から、役場第1会議室において開催いたします。各位のご参集をお願いします。

それでは、本日はこれをもって延会します。どうもご苦勞様でした。

(午後3時05分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員